

埼玉県弓道連盟会員の皆様

令和4年3月6日

埼玉県弓道連盟 理事会

## オミクロン株による感染急拡大への対応について 6

会員のみなさまには埼弓連事業への日頃のご協力にあつく感謝申し上げます。

さて、オミクロン株による第6波の感染者数は高止まりの状態を続け、首都圏に発令されているまん延防止等重点措置も延長されました。感染も私たちの身近に迫ってきており感があります。

埼弓連常任理事会では2月18日付「オミクロン株による感染急拡大への対応について5」で会員のみなさまに3月15日までの期限で種々の要請を行いました。

埼弓連理事会では新年度を間近に控えるこの時期に、引き続き感染予防策を万全に行い会員から感染者を出さない、とりわけ道場を感染源にしない取り組みを続けながら、可能な限り必要な事業の開催を行うことといたしました。

今回の要請は制限を緩和するというものではなく、また期限を切らずに当面ご協力いただきたい内容になっています。年度末・新年度に行わなければならない事業が計画されている中で、改めてみなさまのさらなるご協力によって埼弓連会員の安全を守り、あわせて競技団体としての社会的責任を果たしていきたいと考えます。会員のみなさまにご理解いただきたくお願い申し上げます。

- 1、3月16日以降、各支部・連盟等で事業を行わなければならない場合には、地域の感染状況、自治体・施設の対応等を検討し、感染対策を万全に行い、さらに参加人数を極力少なくした上で、実施の可否を検討すること。
- 2、引き続き、弓道教室・○○祭等、埼弓連会員以外の方が集まる事業は極力延期・中止すること。
- 3、有志による弓道勉強会、研究会等の集まりは埼弓連講習会実施の手引きを参考に感染対策を万全に行い、それができない場合には延期・中止すること。
- 4、感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応を今一度確認し、連盟内で周知徹底すること。万一、新型コロナウィルスに感染した場合、または濃厚接触者となった場合は速やかに道場責任者に連絡し保健所の指示に従うこと。道場責任者は支部長を通じ埼弓連に連絡すること。
- 5、弓道稽古の場では埼弓連ガイドラインを厳守すること。
- 6、弓道場以外の場であっても感染予防に万全を期すこと。日常的にマスク着用・手洗い・うがいなど基本的感染予防対策を実行するとともに、やむを得ない場合を除き不特定多数が集まる場所に行くことはできる限り避けること。

埼弓連会員のみなさまのご協力をお願いするとともに、会員のみなさま、ご家族のみなさまの健康をお祈り申し上げます。

以上